

北上市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

北上市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年北上市規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前

（介護給付費等の支給決定の変更申請）

第5条 法第5条第23項に規定する支給決定障害者等は、法第24条第1項の規定による支給決定の変更を必要とするときは、障害福祉サービス費等支給変更申請書（様式第9号）により市長に申請するものとする。

（サービス等利用計画の検証期間の変更）

第16条 市長は、法第5条第23項に規定するサービス等利用計画を検証する期間（以下「モニタリング期間」という。）に変更が必要と認めた場合は、モニタリング期間変更通知書（様式第20号）により計画相談支援対象者等に通知するものとする。

様式第1号（第2条、第13条関係）

[略]

[略]				
申請する	区分	サービスの種類		[略]
		介護給付費	訓練等給付費	
	[略]			
	日	[略]	☐ 自立訓練（機能訓練）	

改正後

（介護給付費等の支給決定の変更申請）

第5条 法第5条第24項に規定する支給決定障害者等は、法第24条第1項の規定による支給決定の変更を必要とするときは、障害福祉サービス費等支給変更申請書（様式第9号）により市長に申請するものとする。

（サービス等利用計画の検証期間の変更）

第16条 市長は、法第5条第24項に規定するサービス等利用計画を検証する期間（以下「モニタリング期間」という。）に変更が必要と認めた場合は、モニタリング期間変更通知書（様式第20号）により計画相談支援対象者等に通知するものとする。

様式第1号（第2条、第13条関係）

[略]

[略]				
申請する	区分	サービスの種類		[略]
		介護給付費	訓練等給付費	
	[略]			
	日	[略]	☐ 自立訓練（機能訓練）	

サ ー ビ ス	中 活 動 系	☐ 自立訓練（生活訓練）	
		☐ 就労移行支援	
		☐ 就労継続支援（A型）	
		☐ 就労継続支援（B型）	
	[略]		

[略]

様式第5号（第4条関係）

[略]

(十)

番 号	生活介護・自立訓練・就労移行支援・ 就労継続支援事業者記入欄
[略]	

[略]

様式第9号（第5条関係）

[略]

[略]				
申 請 す る サ ー	区 分	サービスの種類		[略]
		介護給付費	訓練等給付費	
	[略]			
	日 中 活	[略]	☐ 自立訓練（機能訓練）	
			☐ 自立訓練（生活訓練）	

サ ー ビ ス	中 活 動 系	☐ 自立訓練（生活訓練）	
		☐ 就労選択支援	
		☐ 就労移行支援	
		☐ 就労継続支援（A型）	
	☐ 就労継続支援（B型）		
[略]			

[略]

様式第5号（第4条関係）

[略]

(十)

番 号	生活介護・自立訓練・ <u>就労選択支援</u> ・就労移行支援・ 就労継続支援事業者記入欄
[略]	

[略]

様式第9号（第5条関係）

[略]

[略]				
申 請 す る サ ー	区 分	サービスの種類		[略]
		介護給付費	訓練等給付費	
	[略]			
	日 中 活	[略]	☐ 自立訓練（機能訓練）	
			☐ 自立訓練（生活訓練）	
☐ <u>就労選択支援</u>				

ビ ス	動 系		☐ 就労移行支援	ビ ス	動 系		☐ 就労移行支援			
			☐ 就労継続支援（A型）				☐ 就労継続支援（A型）			
			☐ 就労継続支援（B型）				☐ 就労継続支援（B型）			
	[略]				[略]					
[略]				[略]						
備考 改正部分は、下線の部分である。										

附 則

この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。